

秋田県地域共生社会官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 秋田県における地域共生社会の実現、孤独・孤立対策に取り組む行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげることを目的として、秋田県地域共生社会官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域共生社会の実現、孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 地域共生社会の実現、孤独・孤立対策に関する先進的な取組等の情報共有のほか、地域共生社会の実現、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) 地域共生社会の実現、孤独・孤立対策に関連するセミナーや情報交換会等による人材育成
- (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(構成団体)

第3条 プラットフォームは、設置の目的に賛同する幹事会員及び一般会員により組織する。

(1) 幹事会員

地域共生社会の実現、孤独・孤立対策に関する中核的役割を担う別紙に掲げる団体

(2) 一般会員

地域共生社会の実現、孤独・孤立対策に関連する取組を行う市町村及び市町村社会福祉協議会、前号以外のNPO等支援団体

(プラットフォームへの参画)

第4条 一般会員として参画を希望する団体（市町村及び市町村社会福祉協議会を除く）は、別に定める方法により申込を行うものとし、事務局において、次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適切であると認める場合には、参画することができる。

- (1) 地域共生社会の実現、孤独・孤立対策に関連する事業を現に行ってい

- る、または、今後行おうとしている団体等であること
- (2) 地域共生社会の実現、孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
 - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第5条 会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

また、秋田県は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡が取れない場合
- (2) 本要綱に違反またはプラットフォームの信用を著しく害した場合
- (3) 会員が解散または営業を停止した場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること、または反社会的勢力との関係があることが判明した場合
- (5) その他、プラットフォームの運営にあたり重大な支障が生じると認められた場合

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務を処理させるため、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に事務局を置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月6日から施行する

秋田県地域共生社会官民連携プラットフォーム 幹事会員

社協	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
社福法人	社会福祉法人 秋田県民生協会
	社会福祉法人 正和会
	社会福祉法人 雄勝なごみ会
自殺対策	秋田自殺対策センター NPO法人蜘蛛の糸
	NPO法人 秋田いのちの電話
ひきこもり	NPO法人 まることびおら
	KHJ秋田ばっけの会
民生委員	秋田県民生児童委員協議会
ひとり親	秋田県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
子ども食堂	NPO法人 秋田たすけあいネット あゆむ
再犯防止	秋田県地域生活定着支援センター
市町村	秋田市
	大館市
	美郷町
県	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課